

家畜衛生だより

家畜排せつ物法に基づく管理基準の遵守をお願いします

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下法律)では、畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない」と規定されています。管理基準には、①管理施設の構造設備に関する基準と、②管理の方法に関する基準があります。詳しくは別紙をご覧ください。

- 「構造設備に関する基準」を満たした管理施設で家畜排せつ物を管理してください。
管理施設を整備していても、家畜排せつ物を管理施設以外に放置する等の行為を行っていただければ、違反行為に該当します。
- 管理施設の定期的な点検、修繕、装置の維持管理を適切に行ってください。
- 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行い、次回の記録まで保存してください。(家保への提出は不要です)

※法律の対象となる飼養規模は、
牛:10頭以上、豚:100頭以上、
鶏:2,000羽以上、馬:10頭以上です。

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(畜舎特例法)」が

令和4年4月1日から施行されます



通常の畜舎は、建築基準法が適用されますが、畜舎の特殊な事情を踏まえ、計画に基づく畜舎等について建築基準法の適用を除外する特例を定めるものです。

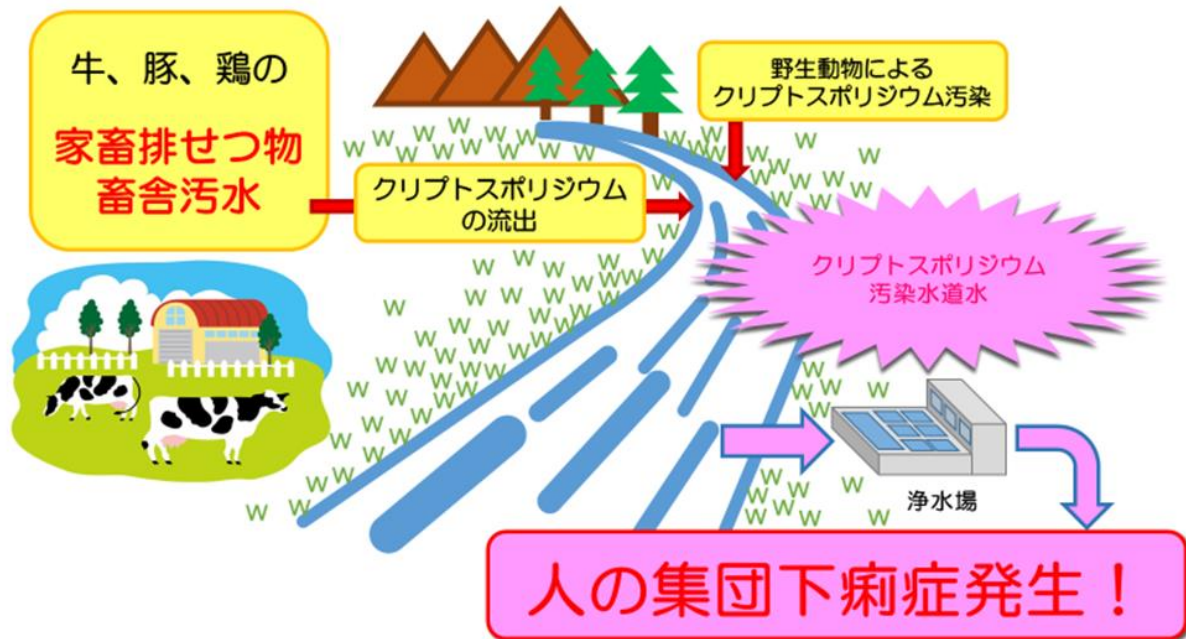
申請者は「畜舎等の建築等及び利用に関する計画」を作成し、知事へ提出して認定を受けることができます。

【対象施設】

- ※ ①畜舎(家畜の飼養の用に供する施設) ②家畜排せつ物の処理・保管施設
 - ※ 市街化区域・用途地域外の地域の敷地に建築され、高さ16m以下の平屋で、居住のための居室がなく、建築士が設計したもの
- 具体的な実施方法は現在検討中です。詳細が決まりましたら改めてお知らせします。

→裏面もご覧ください

クリプトスポリジウムによる水道水源汚染防止のため、家畜排せつ物の河川や用水路等への流出・地下浸透の防止をお願いします。



クリプトスポリジウムは、人や家畜などの消化管に寄生し、激しい腹痛や下痢を引き起こす病原性の原虫です。

これらは消毒剤（塩素）に強い耐性があり、水道水を介して人への集団感染を起こすおそれがあるため、特に警戒されています。

河川汚染を防止するため、次のことに注意をお願いします。

- ① 家畜排せつ物の河川や水路等への流出及び地下浸透の防止
 - ② 污水处理施設の定期的なメンテナンス
- ※ 降雨時、雨水に混ざって家畜排せつ物を流出させないように注意してください。